《舞鶴中学校PTA会則》

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、舞鶴中学校PTAと称し、事務局を舞鶴中学校に置く。

(目 的)

- 第2条 本会は、会員が互いに協力して、生徒の教育と健全育成を図ることを目的とする。 (事 業)
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - 1 生徒の健全育成と福利厚生に関すること。
 - 2 会員の資質向上の為の研修及び親睦に関すること。
 - 3 教育環境の整備充実に関すること
 - 4 家庭と学校と地域社会との連携等に関すること。
 - 5 その他, 本会の目的を達成するために必要なこと。 (方 針)
- 第4条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 第5条 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体または機関の支配や干渉を受けない。
- 第6条 本会は、直接、学校管理や職員の人事に干渉しない。

(会 員)

第7条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者及び本校に勤務する職員とする。

第2章 機 構

(役 員)

- 第8条 本会の役員は次の通りとする。
 - 1 会長 1名 2 副会長 6名(教頭含む) 3 書記 2名
 - 4 会計 2名 5 顧問 1名(校長)

(任期)

第9条 役員の任期は1年とする。但し再任を妨げない。

(役員の選出)

- 第10条 役員の選出は次の通り行う。
 - 1 会長・副会長は会員の中から、候補者を指名委員会で推薦し、理事会で選出する。
 - 2 指名委員会は、各学年委員長3名、教職員2名、前年度役員より1名の計6名の指名 委員で構成する。
 - 3 指名委員会は理事会において選出された結果を総会にて承認を受ける。
 - 4 書記と会計は会長が理事会において承認を得て委嘱する。
- 第11条 役員は、原則として兼任は認めない。

(任 務)

- 第12条 役員の任務は次の通りである。
 - 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代理する。
 - 3 書記は、会長の指示を受けて会合の記録にあたるとともに委任された職務を行う。
 - 4 会計は、金銭の収支を正確に記録し、関係書類の保管にあたる。
 - 5 顧問は、必要に応じて会の運営に助言を与える。

(監 査)

- 第13条 本会に監査委員を置く。
 - 1 監査委員は理事会において、理事以外の会員の中から3名選出し、総会の承認を受ける。
 - 2 監査委員は、会計を監査し、結果を総会に報告する。

第3章 会 議

第14条 本会に次の会議をおく。

1 総会 2 理事会 3 専門部会 4 学級PTA

5 学年PTA

1 総 会

- (1) 総会は全会員をもって構成され、会長が招集して年1回開く。必要に応じて臨時に開くこともできる。
- (2) 総会は、会員の3分の1以上の出席もしくは委任をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 総会の任務は会則の改廃、役員の承認、予算・決算の審議、年間活動の方針内容等の検討承認、その他、本会の目的達成に必要なことを決議する。

2 理事会

- (1) 理事会は、本会の役員及び各学年委員長、各専門部長、各学年代表職員、各専門部代表職員をもって構成される。構成員の3分の1以上の出席をもって成立する。
- (2) 理事会は総会に次ぐ議決機関で会長の招集により、必要に応じて開く。議決は出席者の過半数の同意を必要とする。
- (3) 理事会の任務は、役員の選出、総会に提出する報告書の作成、予算、決算、事業計画等の総会へ提案事項、役員の補充、緊急事項の処理、その他、総会によって委任された事項とする。
- 3 専門部会

本会の専門部会は次の通りとする。各専門部には部長、副部長をおく。

(1) 事業部会

本会の目的を達成するため、各種の収益事業を行う。

(2) 施設部会

教育環境,施設の整備改善に関すること。

(3) 広報部会

会員への広報活動、PTA新聞の編集・発行に関すること。

(4) 研修部会

会員の資質向上に関する研究会、講演会、その他研修に関すること。

(5) 保健体育·厚生部会

体育的行事,学校保健委員会,保健衛生,体育用品に関すること。 給食,服装に関すること。

(6) 生活指導部会

生活環境の浄化を図り、校外における生徒指導に関すること。

4 学級PTA

- (1) 学級PTAは,各学級の会員をもって構成し、学級の教育の向上や担任との連絡調整など、その学級の教育活動に必要な活動を行う。
- (2) 学級PTAには、委員長を置くものとし、委員長は、学級の生活指導部長が兼務する。 そして、その企画運営にあたる。

- 5 学年PTA
 - (1) 学年PTAは、学級PTAに準じて活動する。
 - (2) 学年委員会は、各学級委員長をもって構成する。学年委員長は、各学級委員長の中から 互選する。そして、その企画運営にあたる。

第4章 会 計

(経費)

第15条 本会の経費は、会費と事業収益や寄付金をもって充てる。 (会費)

第16条 本会の会費の金額並びに徴収方法は理事会で決める。 (予算)

第17条 予算構成は理事会の承認を得て総会に報告する。 (期間)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (帳簿)

第19条 本会に次の帳簿をおく。

1 会員名簿 2 会則及び記録簿 3 会費徴収簿 4 予算・決算書

5 会計簿 6 備品台帳 7 寄付名簿

第5章 付 則

第20条 慶弔規定,表彰規定,旅費規程は別に定める。

第21条 この会則は平成15年 5月 1日より実施する。 平成18年5月1日一部改正(第8条 副会長を6名とする) 令和2年2月21日一部改正

《舞鶴中学校PTA慶弔·表彰規定·旅費規定》

- 第1条 この規定は、会員及び生徒の間に慶弔があった場合の基準を定めるものとする。
- 第2条 慶弔の意を表すには、感謝状、記念品、見舞金等を授与する。
- 第3条 会長及び副会長、書記、会計がその任期を終えたとき、感謝状及び記念品を贈る。
- 第4条 教職員の転退職及び生徒が卒業するときは、次の基準により記念品等を贈る。

		金品	備考
1	生徒が卒業するとき	記念品	
2	教職員が転出又は退職するとき	花束	

- 第5条 1 PTA活動により、会員及び生徒が7日以上傷病を受けたときは、3000円の見 舞金を贈る。
 - 2 教職員及び生徒が1ヶ月以上の傷病により、登校できなくなったときは、5000 円の見舞金を贈る。
- 第6条 教職員又は生徒及びその家族が死亡したときは、次の基準により弔慰金等を贈り哀悼の意を表す。

区分	生徒・保護者		教 職 員		員
	生徒	会 員	本 人	配偶者	実父・実母・子
金額	5000円	5000円	5000円	3000円	3000円

- 第7条 特殊の事情による場合は役員において別に考慮する。
- 第8条 この規定は、会員が県P連及び市P連が主催もしくは共催する研修会や行事等に参加する場合の旅費の基準を定めるものとし下表のとおりとする。九州・全国大会についてはその都度、役員会で協議する。

圏内	舞鶴中より10k	20 k 圏内	30k圏内	30 k 以遠
地域	国分, 隼人地区	国分隼人地区以外	湧水町,鹿児島市,	伊佐市, 日置市,
		の霧島市, 姶良市,	曽於市, 垂水市	薩摩川内市,さつ
				ま町,南さつま市,
				鹿屋市など
旅費	旅費なし	500円	1000円	1500円

第9条 この規定の改正または廃止は理事会の議決による。

第10条 この規定は、平成21年4月1日より実施する。

この規定は、平成29年4月28日一部改正実施する。